



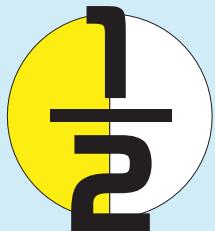
中小企業や大学向けに、料金が安くなる制度があります

PCT国際出願手数料の 軽減・支援制度のご案内

2025年度版

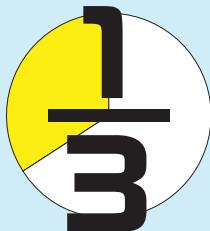
日本語でPCT国際出願をする際、
要件を満たせば特許庁に支払う料金がトータルで…

中小企業・大学



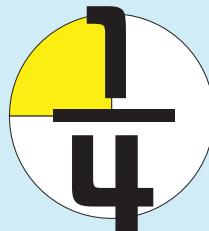
で済みます。

小規模企業・
中小スタートアップ企業



で済みます。

福島浜通り地域等の
中小企業



で済みます。



国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置について

日本語で行う国際出願、国際予備審査請求については、**手続時に手数料軽減申請書を添付することで、送付手数料・調査手数料・国際出願手数料又は予備審査手数料・取扱手数料について軽減・支援措置が適用されます。申請により、手続者は本来の手数料額の1/2, 1/3又は1/4に相当する金額を納付することになります。**

措置を受けるための要件

中小企業、小規模企業、中小スタートアップ企業、アカデミックディスカウント（大学等、大学等の研究者）等が対象。

具体的な要件ごとの措置内容・料金試算はP3参照。

手続方法

願書又は予備審査請求書の提出時に手数料軽減申請書を添付いただくことで、本支援措置を受ける旨の申告があったものとして取り扱います。手続の流れはP2、手数料軽減申請書の書き方はP4参照。

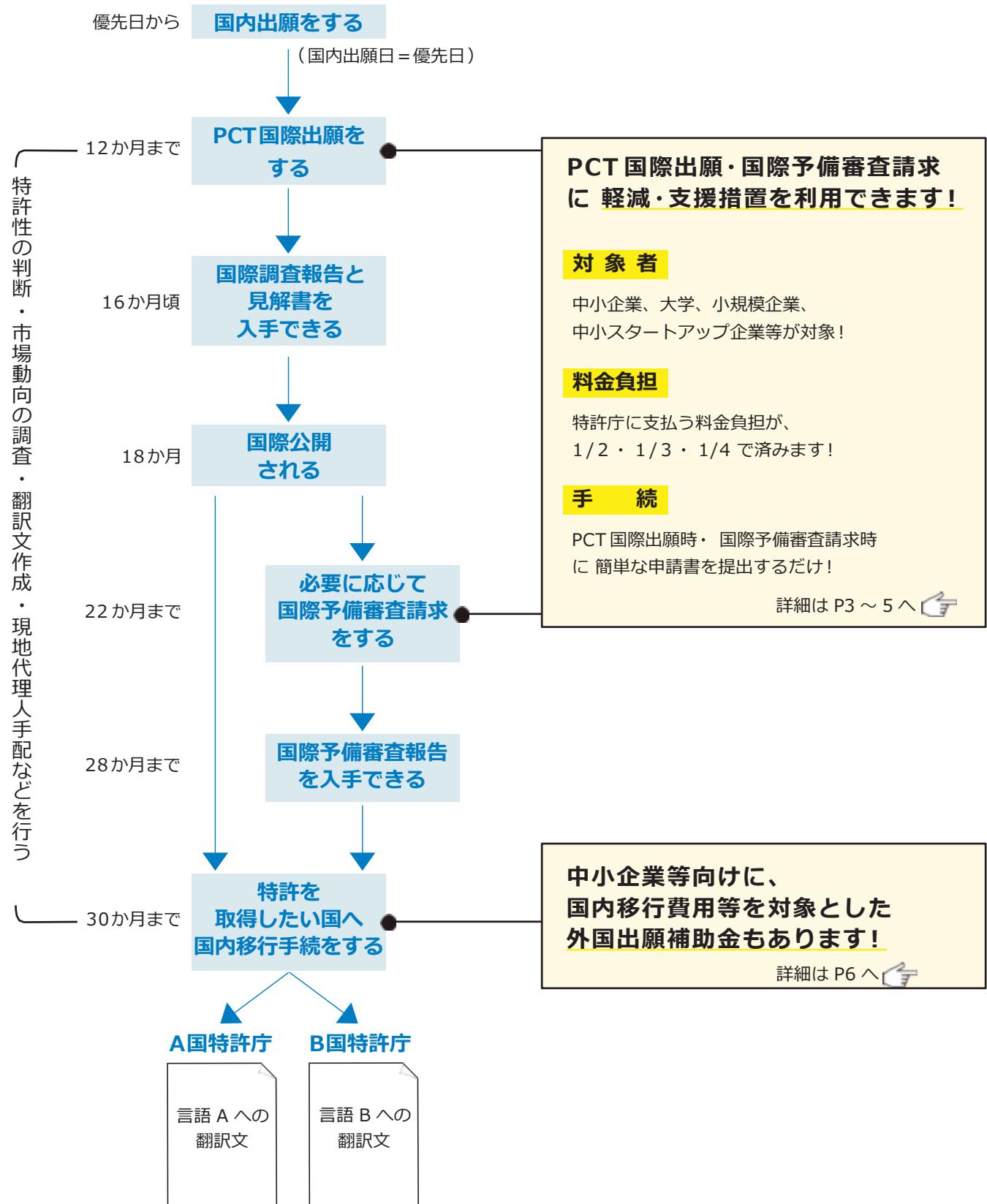
【注意点】

- 手続時に手数料軽減申請書の添付がない場合は本軽減・支援措置は適用されません。
- 手数料軽減申請書を添付したにもかかわらず、軽減・支援措置適用前の額で送付手数料、調査手数料、国際出願手数料、予備審査手数料、取扱手数料を納付した場合、料金の過誤納の扱いとなり既納手数料返還請求の対象となります。
- 軽減・支援措置の対象者の要件は、手続の時点で満たしている必要があります。

その他の詳細は、最終ページにある「国際出願手数料及び取扱手数料に係る新たな支援措置について」のホームページを参照。

PCT国際出願の流れと料金支援制度

※ 優先権主張を伴う場合



PCT国際出願をする時に必要な料金の試算

試算：軽減・支援措置の利用がない場合（通常）

①送付手数料	17,000 円
②調査手数料	143,000 円
③国際出願手数料	215,000 円
合計 375,000 円	

■ 試算条件

オンライン出願（出願書類40枚）

日本語出願

日本国特許庁が国際調査を行う

料金は2025年10月現在

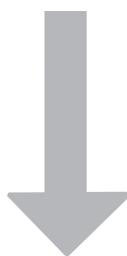
※料金の最新情報は特許庁ウェブサイト
をご覧ください。

国際出願関係手数料表

検索

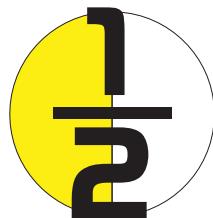


軽減・支援措置を活用すると、
実質負担額が以下の額で済みます！



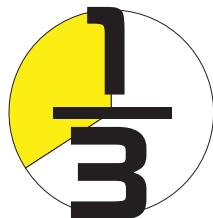
試算：軽減・支援措置を利用した場合

中小企業・大学
187,500 円



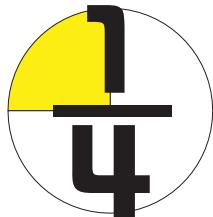
- 中小企業（会社・個人事業主）
- 組合・NPO法人
 - 企業組合、協業組合、事業協同組合等、農業協同組合等、漁業協同組合等、森林組合等、商工組合等、商店街振興組合等、消費生活協同組合等、酒造組合等、NPO法人
- 研究開発に力を入れている中小企業（会社・個人事業主・組合・NPO法人）
 - 試験研究開発費等比率が収入金額の3%超である中小企業等
- 試験研究機関等
 - 大学、大学等研究者、承認TLO等

小規模企業・
中小スタートアップ企業
124,990 円



- 小規模企業
 - 従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下）の法人・個人事業主
- 中小スタートアップ企業
 - 事業開始後10年未満の個人事業主、
設立後10年未満で資本金額又は出資総額が3億円以下の法人

福島浜通り地域等
の中小企業
93,700 円



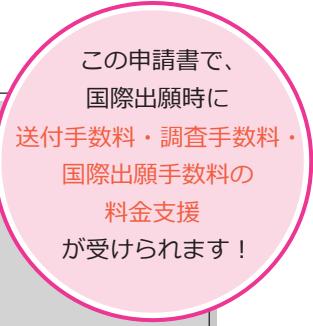
- 福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業（会社・個人事業主・組合・NPO法人）

該当する要件の詳細は、
特許庁ウェブサイトでご確認ください！

申請書の作成

- 軽減申請書の様式は特許庁ウェブサイトからダウンロード！
 - 出願時に、願書に軽減申請書を添付すれば、**送付手数料・調査手数料・国際出願手数料の支援**が受けられる！
 - 予備審査請求時に、予備審査請求書に軽減申請書を添付すれば、**予備審査手数料・取扱手数料の支援**が受けられる！
- ※対象者であることを証明する証明書類の提出は不要！

手数料軽減申請書の記載要領(例)

【書類名】 手数料軽減申請書(調査手数料等)	 <p>この申請書で、 国際出願時に 送付手数料・調査手数料・ 国際出願手数料の 料金支援 が受けられます！</p>
【あて先】 特許庁長官 殿	
【国際出願の表示】	
【国際出願日】 00.00.2025	
【書類記号】 XXXXXXXXXXXX	
【軽減を申請する者】	
【氏名又は名称(日本語)】 特許 太郎	
【氏名又は名称(英語)】 TOKKYO Taro	
【あて名(日本語)】 XXXXXXXXXXXX	
【あて名(英語)】 XXXXXXXXXXXXXXX	
【手数料軽減に関する内容】 特許法施行令第10条第1号イに 掲げる者に該当する者である。	} 対象要件が第1号イ (中小企業・製造業)の場合 ※該当する要件によって 「第1号イ」の部分は変わります
【代理人】	
【弁理士】	
【氏名又は名称(日本語)】 国際 花子	該当する要件は、 特許庁ウェブサイトで ご確認ください！
【氏名又は名称(英語)】 KOKUSAI Hanako	
【あて名(日本語)】 XXXXXXXXXXXX	
【あて名(英語)】 XXXXXXXXXXXXXXX	

- PCT国際出願願書又は国際予備審査請求書と必ず同時に軽減申請書を提出
 - ・オンライン手続の場合、軽減申請書のイメージデータを添付(紙媒体の提出は不要)
 - ・書面手続の場合、軽減申請書(紙)を添付し、受理官庁に提出

※予備審査請求時には、「手数料軽減申請書(予備審査手数料)」により、
予備審査手数料・取扱手数料の料金支援が受けられます。

PCT国際出願の軽減・支援措置 Q&A



出願時に願書に軽減申請書を添付しそびれました。後から軽減申請書を提出できますか？



軽減申請書を後から提出することはできません。出願と必ず同時に（願書に添付して）提出する必要があります。



軽減申請書を添付し忘れた場合、後から国際出願手数料等支援措置を受けるための申告書を提出すれば、本支援措置が受けられるのでしょうか？



受けられません。



軽減申請書提出時に申請者が軽減・支援措置の対象者の要件に該当している旨の証明書の提出は必要ですか？



軽減申請書に必要事項を記載することで、証明書類の提出を省略することができます。



国際予備審査とは何ですか。

国際予備審査請求に必要な料金にも軽減・支援措置は利用できますか？



国際予備審査とは、国際調査の結果を踏まえて補正をし、改めてその特許性に関する見解を入手したい時などに行う任意の手続です。国際予備審査請求にかかる料金は、予備審査手数料と取扱手数料の2種類です。国際予備審査請求にかかる料金も、国際出願にかかる料金の軽減・支援措置と同じ仕組みで、対象者となる出願人は以下のように実質負担額が1/2、1/3または1/4になります。なお、予備審査請求の場合も、軽減申請書を後から提出することはできません。予備審査請求と必ず同時に（予備審査請求書に添付して）提出する必要があります。



共同出願の場合、軽減・支援措置は利用できますか？



利用できます。その場合、負担額の割合は、申請日における持分割合及び対象要件に応じます。



国際出願の言語が英語ですが、軽減・支援措置は受けられますか？



受けられません。措置の対象は日本語の国際出願になります。

国際予備審査請求時に軽減申請を行い、軽減・支援措置を活用すると…	通常	中小企業・大学	小規模企業・中小スタートアップ企業	福島浜通り地域等の中小企業
予備審査手数料	34,000円	17,000円	11,330円	8,500円
取扱手数料	36,500円	18,250円	12,160円	9,120円
合計	70,500円	35,250円	23,490円	17,620円

料金は2025年10月現在

参考

特許における軽減・支援措置以外の費用支援(INPIT外国出願補助金)

外国における出願、中間応答、審査請求にかかる費用の一部を補助し、国際的な知的財産戦略の構築を支援します。

■ PCT国際出願で助成対象となる経費

- ①外国特許庁への出願料
- ②出願審査請求料
- ③国内・現地代理人費用
- ④翻訳費等

■ 補助率・上限額

補助率 1/2
上限額 1企業あたり：300万円
1案件あたり：150万円

■ 助成対象・要件

【対象】

<INPIT外国出願補助金>

中小企業者、試験研究機関等、商工会議所等。

【要件】

- ① 応募時に既に日本国特許庁に対して出願済みであり、採択後に同内容の出願を優先権主張し、外国へ公募毎に指定する期限までに出願する予定の案件。
 - PCT国際出願の場合は、採択後にPCT国際出願するものも可。
 - ダイレクトPCT出願（優先権を主張しない PCT国際出願）の場合は、すでに出願済みであり、PCT国際出願時に日本国を指定締約国に含んでいること。
- ② 先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと。
- ③ 外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画していること。
- ④ 外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。

■ 実施機関・公募の時期

<INPIT外国出願補助金>

INPIT外国出願補助金事務局（一般社団法人発明推進協会）

TEL : 03-3502-5424 10:00～17:00（土日祝・年末年始を除く）

公募の時期：約3か月に1回の頻度で公募

■ INPIT外国出願補助金の詳細情報

INPIT外国出願補助金の詳細は、INPITウェブサイトでご確認ください。

INPIT外国出願補助金

検索



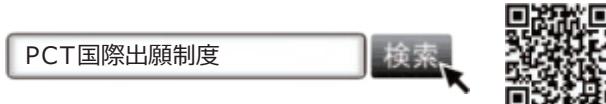
PCT国際出願の軽減・支援措置のウェブサイト情報

軽減・支援措置の詳細は、特許庁ウェブサイトでご確認ください。

■ 国際出願に係る手数料の軽減措置の申請手続



■ PCT国際出願制度の概要を知りたい方はこちら



特許庁ウェブサイト
からは、
・申請書の入手
・料金の最新情報の確認
などができます。

★ 対象要件の確認も忘れずに！

対象要件として、

- 従業員数要件
 - 資本金額要件
 - 研究開発要件
 - 大企業に支配されていないこと
- などがあります。

PCT国際出願の軽減・支援措置についてのお問い合わせ先

【申請手続について】

特許庁国際出願室 受理官庁
TEL: 03-3581-1101 内線2643
E-mail : PA1A31@jpo.go.jp

【制度について】

特許庁国際出願室 企画調査班
TEL: 03-3581-1101 内線2642
E-mail : PA1A00@jpo.go.jp